

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 2月10日
【会社名】	株式会社豊和銀行
【英訳名】	THE HOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 権藤 淳
【本店の所在の場所】	大分市王子中町 4番10号
【電話番号】	097(534)2611(代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 浜野 法生
【最寄りの連絡場所】	大分市王子中町 4番10号
【電話番号】	097(534)2611(代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 浜野 法生
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	優先株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 8,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社豊和銀行 福岡支店 (福岡市博多区中洲5丁目4番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号)

(注) 募集金額は、本有価証券届出書提出日現在の見込額を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
E種優先株式	8,000,000株	(注)2、3、4、5

(注)1 発行決議

本有価証券届出書によるE種優先株式に係る募集（以下「本件第三者割当」といいます。）は、平成29年4月11日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）並びに普通株主、A種優先株主、B種優先株主及びD種優先株主による各種類株主総会（以下、本臨時株主総会と併せて、「本臨時株主総会等」と総称します。）においてE種優先株式の発行に必要な定款変更に係る議案が承認されること（又は会社法第325条で準用される同法第319条の規定により種類株主総会の決議があったものとみなされること）並びに本臨時株主総会において本件第三者割当に係る議案が承認されることを条件として、平成29年2月10日（金）開催の取締役会において決議されております。

2 本有価証券届出書に記載のE種優先株式の発行数8,000,000株は、平成29年2月10日（金）開催の取締役会において決議されたE種優先株式の発行数の上限です。E種優先株式に係る勧誘は本有価証券届出書提出後に行うため、本有価証券届出書提出日現在では発行数は確定しておりませんので、割当予定先が決定次第、本有価証券届出書の訂正届出書を提出いたします。

3 E種優先株式の特質等

E種優先株式には、平成39年4月1日をもって、当行の普通株式を対価として、当行が、当該日において当行に取得されていないE種優先株式の全てを一斉取得する旨を定めております。E種優先株式の詳細については下記（注）4に記載の通りであります。

4 E種優先株式の内容は以下の通りです。

(1) E種優先配当金

E種優先配当金

当行は、定款第38条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）又はE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、E種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「E種優先配当金」という。）の配当を行う。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるE種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度においてE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がE種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) E種優先中間配当金

当行は、定款第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「E種優先中間配当金」という。）を支払う。

(3) 残余財産

残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過E種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過E種優先配当金相当額

E種優先株式1株当たりの経過E種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にE種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対してE種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

E種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。

(5) 種類株主総会

法令に別段の定めがある場合を除き、当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においても、E種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当行は、平成36年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、E種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、取締役会は、金融庁の事前の確認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産をE種優先株主に対して交付するものとする。なお、E種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

取得と引換えに交付すべき財産

当行は、E種優先株式の取得と引換えに、E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過E種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本において、上記(3)に定める経過E種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過E種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当行は、平成39年4月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日までに当行に取得されていないE種優先株式の全てを取得する。この場合、当行は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、各E種優先株主に対し、その有するE種優先株式数にE種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。E種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が45円（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額（ただし、下記による調整を受ける。）とする。

下限取得価額の調整

イ. E種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下、「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

() 下限取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.()に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得するこ

とができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

()株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

()下限取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本()、下記()及び()並びに下記八.()において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

()当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.又はロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる下限取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)又は(b)の場合に応じて、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前下限取得価額とみなすものとする。

(a)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本()による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本()による調整が行われている場合

調整係数は、上記()又は本()による調整を行う直前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

()取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()又は()による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

()株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。
- ハ.()下限取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本 に準じて調整する。
- ()下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
- ()下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.() (b)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.() (b)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()又は()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- ()下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.()及び()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。
- ニ. 上記イ.()ないし()及び上記ハ.()において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)を使用する。

(8) 譲渡制限

E種優先株式を譲渡により取得することについては当行取締役会の承認を要する。

当行取締役会は、E種優先株式の譲渡による取得について、当行取締役会が定める一定の基準に従って承認する権限を代表取締役に対して委任する。

(9) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

分割又は併合

当行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びE種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びE種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴いE種優先株式の発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

5 単元株式数は1,000株です。

6 当行は、E種優先株式のほかに普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びD種優先株式についての定款の定めを置いております。

A種優先株式については、その払込金額に3.50%を乗じた金額が優先配当金として支払われます。また、残余財産の分配についても、普通株主に優先いたします。もっとも、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」といいます。）は株主総会において議決権を有しません。また、A種優先株式については、当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないこととしております。

B種優先株式については、その払込金額に0.80%を乗じた金額が優先配当金として支払われます。また、残余財産の分配についても、普通株主に優先いたします。もっとも、B種優先株式を有する株主は株主総会において議決権を有しません。

D種優先株式については、その払込金額相当額にD種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定められた配当年率を乗じた金額が優先配当金として支払われます。また、残余財産の分配についても、普通株主に優先いたします。もっとも、D種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」といいます。）は株主総会において議決権を有しません。ただし、D種優先株主は、定時株主総会にD種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができます。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	8,000,000株	8,000,000,000	4,000,000,000
一般募集			
計（総発行株式）	8,000,000株	8,000,000,000	4,000,000,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は4,000,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,000	500	1,000株	平成29年4月13日（木）～ 平成29年4月26日（水）	1株につき 1,000	平成29年4月27日（木）

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、申込証拠金を振込むこと（申込証拠金には利息を付しません。）とし、申込証拠金は払込期日に払込金に振替充当するものとし、

4 払込期日までに、E種優先株式の割当予定先による後記申込取扱場所へ申込みがされない場合は、E種優先株式に係る割当は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社豊和銀行 本店	大分県大分市王子中町 4 番10号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社豊和銀行 本店	大分県大分市王子中町 4 番10号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
8,000,000,000	54,000,000	7,946,000,000

(注) 1 払込金額の総額は、本件第三者割当により E 種優先株式に係る募集株式数の上限である 8,000,000 株が発行された場合の額であり、払込金額の総額は本臨時株主総会（平成 29 年 4 月 11 日開催予定）までに最終的に決定される予定です。

2 発行諸費用の概算額は、登録免許税、E 種優先株式の価値算定費用、弁護士費用、フィナンシャル・アドバイザー費用を見込んでおります。

3 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

E 種優先株式の発行により調達した差引手取概算額上限 7,946,000,000 円のうち、6,000,000,000 円については、本件第三者割当の払込期日と同日である平成 29 年 4 月 27 日に A 種優先株式の償還資金に充当し、その残額については払込期日以降に貸出金等に充当する予定であり、これにより、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務をより一層果たすことができると考えております。

第 2 【売出要項】

該当事項はありません。

第 3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

本件第三者割当においては、当行の A 種優先株主のほか、当行の地元の取引先等を対象に引受けを依頼する方針であり、依頼先は、通常の第三者割当に比べ相当程度広範なものとなる見込みです。かかる状況を踏まえ、当行は有価証券届出書の提出後に割当予定先との間で本件第三者割当に関する交渉を開始し、引受けに協力を得られた方々に割り当てることとしましたので、割当予定先及び各割当予定先の割当株式数については、本有価証券届出書の提出日時点では未定となっております。

今後、割当予定先が決定次第、本有価証券届出書の訂正届出書を提出いたします。

2 【株券等の譲渡制限】

E 種優先株式を譲渡により取得することについては当行取締役会の承認を要します。

ただし、当行取締役会は、E 種優先株式の譲渡による取得について、当行取締役会が定める一定の基準に従って承認する権限を代表取締役に対して委任します。

3【発行条件に関する事項】

当行は、E種優先株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、優先株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当行から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「独立算定機関」といいます。）にE種優先株式の株式価値の算定を依頼いたしました。本臨時株主総会の招集に先立って行う予定のE種優先株式の優先配当金の額の決定に際して、独立算定機関は、一定の前提に基づき、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを用いて価値算定を実施し、E種優先株式の理論的価値に係る株式価値算定書を当行に提出する予定です。

当行は、E種優先株式の優先配当金の額の決定にあたってはE種優先株式の発行条件及び払込金額が公正な水準となるよう、上記株式価値算定書におけるE種優先株式の理論的価値評価に加えて、割当予定先との交渉結果、当行が現在置かれた事業環境・財務状況及びわが国の金融・経済状況等についても総合的に勘案の上決定する予定です。さらに、客観的な市場価格の無い優先株式の公正価値については、その計算が高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方がありうることから、株主の皆様のご理解を得るため、会社法第199条第2項及び第3項並びに第201条第1項に基づき、平成29年4月11日開催予定の本臨時株主総会における特別決議による承認を得ることを条件として、E種優先株式を発行することといたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件第三者割当によりE種優先株式に係る募集株式数の上限である8,000,000株が発行され、かつ、発行されるE種優先株式の全部について、下限取得価額である45円により一斉取得条項が行使されたと仮定すると、E種優先株式の最大の希薄化率（本件第三者割当に係る募集事項の決定前における発行済株式に係る総議決権58,333個に対するE種優先株式が下限取得価額45円により普通株式に転換された場合に交付される普通株式に係る議決権数177,777個の比率）は約304.7%となり、25%以上となるため、大規模な第三者割当に該当します。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口4）	東京都中央区晴海1丁目8番11 号	3,375	5.78%	3,375	5.78%
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神2丁目 13番1号	2,623	4.49%	2,623	4.49%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5 番5号	2,488	4.26%	2,488	4.26%
豊和銀行従業員持株会	大分県大分市王子中町4番10号	2,100	3.60%	2,100	3.60%
日本トラスティ・サービス信託 銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番11 号	1,845	3.16%	1,845	3.16%
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前3 丁目1番1号	1,464	2.50%	1,464	2.50%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6 番6号	1,333	2.28%	1,333	2.28%
株式会社福岡中央銀行	福岡県福岡市中央区大名2丁目 12番1号	1,314	2.25%	1,314	2.25%
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町1番1 号	1,251	2.14%	1,251	2.14%
株式会社宮崎太陽銀行	宮崎県宮崎市広島2丁目1番31 号	1,243	2.13%	1,243	2.13%
計	-	19,036	32.63%	19,036	32.63%

(注) 1 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）及び日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口）の所有株式は全て信託業務に係る株式であります。

2 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成28年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

3 E種優先株式の割当後において普通株式の総議決権数に対する所有議決権数の割合に変更はありません。

(2) A種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社大分銀行	大分県大分市府内町3丁目4番1号	500	-	-	-
二階堂酒造有限会社	大分県速見郡日出町2849番地	300	-	-	-
三和酒類株式会社	大分県宇佐市大字山本2231番地1	300	-	-	-
株式会社テレビ大分	大分県大分市勢家春日浦843番地25	100	-	-	-
学校法人文学学園	大分県大分市一木1727番地162	100	-	-	-
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	100	-	-	-
株式会社大分放送	大分県大分市今津留3丁目1番1号	70	-	-	-
株式会社東部開発	大分県大分市迫字丸山658番地1	60	-	-	-
総合警備保障株式会社	東京都港区元赤坂1丁目6番6号	60	-	-	-
有限会社大分合同新聞社	大分県大分市府内町3丁目9番15号	50	-	-	-
株式会社オーシー	大分県大分市末広町2丁目3番28号	50	-	-	-
クローズアップ・ソノヤ株式会社	大分県中津市新博多町1723番地1	50	-	-	-
株式会社豊後プロパン	大分県大分市花津留2丁目23番23号	50	-	-	-
株式会社佐賀共栄銀行	佐賀県佐賀市松原4丁目2番12号	50	-	-	-
株式会社福岡中央銀行	福岡県福岡市中央区大名2丁目12番1号	50	-	-	-
株式会社宮崎太陽銀行	宮崎県宮崎市広島2丁目1番31号	50	-	-	-
トッパン・フォームズ株式会社	東京都港区東新橋1丁目7番3号	50	-	-	-
株式会社熊本銀行	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目29番20号	50	-	-	-
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町1丁目1番	50	-	-	-
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	50	-	-	-
計		2,140	-	-	-

(注) 1 A種優先株式は株主総会における議決権がありません。

2 平成29年4月27日付で、本件第三者割当と同時にA種優先株式の全てを取得する予定です。なお、A種優先株式の取得後、A種優先株式は全て消却する予定です。

(3) B種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前3 丁目1番1号	3,000	-	3,000	-

(注) B種優先株式は株主総会における議決権がありません。

(4) D種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4 番2号	16,000	-	16,000	-

(注) D種優先株式は、上記「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)6」に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会における議決権がありません。

(5) E種優先株式

割当予定先及び割当予定先の割当株式数が現時点では未定のため記載しておりません。割当予定先が決定次第、本有価証券届出書の訂正届出書を提出いたします。

なお、E種優先株式は株主総会における議決権がありません。

(参考) 本件第三者割当後、B種優先株式、D種優先株式及びE種種類株式の全てが普通株式に転換された場合における普通株式に係る大株主の状況

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	B種優先株式 及びD種優先 株式の転換後 の所有株式数 (千株) (注3)	B種優先株式 及びD種優先 株式の転換後 の総議決権数 に対する所有 議決権数の割 合 (注3)	B種優先株式 及びD種優先 株式に加え て、E種優先 株式転換後の 所有株式数 (千株) (注4)	B種優先株式 及びD種優先 株式に加え て、E種優先 株式転換後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (注5)
株式会社整理回収機構	16,000	-	176,795	49.44%	176,795	33.02%
株式会社西日本シティ銀行	4,514	2.51%	123,913	34.65%	123,913	23.15%
日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式会社(信 託口4)	3,375	5.79%	3,375	0.94%	3,375	0.63%
株式会社福岡銀行	2,623	4.50%	2,623	0.73%	2,623	0.49%
株式会社みずほ銀行	2,488	4.27%	2,488	0.70%	2,488	0.46%
豊和銀行従業員持株会	2,100	3.60%	2,100	0.59%	2,100	0.39%
日本トラスティ・サー ビス信託銀行(信託口)	1,845	3.16%	1,845	0.52%	1,845	0.34%
日本生命保険相互会社	1,433	2.29%	1,333	0.37%	1,333	0.25%
株式会社福岡中央銀行	1,364	2.25%	1,314	0.37%	1,314	0.25%
株式会社南日本銀行	1,301	2.14%	1,251	0.35%	1,251	0.23%
計	37,045	30.50%	317,039	88.66%	317,039	59.22%

(注) 1 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)及び日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口)の所有株式は全て信託業務に係る株式であります。

- 2 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
- 3 B種優先株式の下限一斉B種取得価額（現時点のB種取得価額ベースで24.5円）により全てのB種優先株式が普通株式（122,448,979株）に転換され、また、D種優先株式の下限取得価額90.5円により全てのD種優先株式の取得請求権が行使された場合の普通株式（176,795,580株）を株式会社整理回収機構が全て保有した前提です。
- 4 E種優先株式の割当予定先及び割当予定先の割当株式数が未定であることから、本件第三者割当による新株式の発行を考慮しておりません。
- 5 E種優先株式の割当予定先及び割当予定先の割当株式数が未定であることから、総議決権数に対する所有議決権数の割合の算出にあたっては、分母に相当する総議決権数にのみE種優先株式の下限取得価額45円により全てのE種優先株式が普通株式に転換された場合の議決権数（177,777個）を加算しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

（大規模な第三者割当を行うこととした理由）

当行は、「地域への徹底支援による地元経済の活性化」を基本方針に据え、「地元大分にはなくてはならない地域銀行」として地域の取引先に対する円滑な資金供給と経営改善支援等を行うという地域金融機関としての責務を引き続き果たしていくためには、内部留保の蓄積に努めるとともに、更なる自己資本の充実が必要であると考えております。

一方、当行が発行しているA種優先株式は、現時点の銀行の自己資本比率規制（パーゼル 国内基準）において制約要件（注1）があること等から、パーゼル 国内基準において自己資本（コア資本（注2））に算入できる「強制転換条項付優先株式」の発行及びA種優先株式の償還を含めた新たな資本政策について検討を進めてまいりましたが、当行は、上記の課題を解決するに当たって、A種優先株式を償還するとともに、その全額をコア資本に算入可能という商品性を有しているE種優先株式を第三者割当の方法により発行することが適切であると判断いたしました。

本件第三者割当による調達資金の上限は80億円ですが、上記「第1 4.(2) 手取金の使途」に記載の通り、手取金のうち60億円については、本件第三者割当の払込期日と同日付でA種優先株式の償還資金に充当する予定です。このように、全額をコア資本に算入可能であるE種優先株式を発行し、その手取金の一部をA種優先株式の償還資金に充当することで、当行の自己資本を維持・充実させることができます。

また、本件第三者割当によって、上記のA種優先株式の償還資金である60億円を上回る金額（80億円（上限））のE種優先株式を発行することとしておりますが、これは、E種優先株式はその全額をコア資本に算入可能であることから、前述した当行の自己資本比率（パーゼル 国内基準）の安定的な維持・向上のため、より一層の資本の上積みを図ることを企図したものです。さらに、上記「第1 4.(2) 手取金の使途」に記載の通り、当該手取金の残額（約19億円）については、貸出金等に充当する予定であり、これにより、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務をより一層果たすことができると考えております。

上記に加えて、資金調達方法の選択という観点からは、本件第三者割当により調達が必要となる金額に鑑みると、当行株主構成への影響、さらには希薄化に伴う既存株主の権利等への影響を可及的に回避するために、即時の議決権の希薄化を伴う普通株式の公募増資等ではなく、株主総会における議決権を有しないE種優先株式の第三者割当が資金調達方法として適当であると判断したものであります。この点について、E種優先株式は普通株式を対価とする取得条項が付与された議決権のない転換型優先株式であります。E種優先株式に係る一斉取得日は、発行から約10年後に設定されているため、普通株式に係る希薄化が直ちに生じることはありません。また、E種優先株式は、発行から約7年後以降に当行の選択によって行使が可能となる金銭を対価とする取得条項が付与されているため、かかる金銭対価の取得条項が行使される範囲では、E種優先株式が普通株式に転換されることはなく、普通株式に係る希薄化は生じません。当行は、着実な剰余金の積み上げを図り、当該行使可能日以降、金銭を対価とするE種優先株式の取得を実施することで、普通株式への転換を極力回避したいと考えております。

以上のように総合的に検討した結果、当行はE種優先株式の第三者割当を選択したものであります。

（注1） 「制約要件」とは、A種優先株式が適格旧資本調達手段であることから、パーゼル 国内基準においてはその全額を自己資本に算入することができず、自己資本への算入額が漸減していくことをいいます。

（注2） 「コア資本」とは、金融機関の経営の安定度を測る指標の一つで、普通株式（及び普通株式へ強制的に転換される条項の付いた優先株式）と内部留保で構成されます。従来は、資本を「中核的な資本」や「補完的な資本」などに分類しておりましたが、パーゼル を踏まえた国内基準行の自己資本比率規制においては、自己資本への算入が認められるのはコア資本のみとされております。

（当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容）

当行は、E種優先株式を8,000,000株発行することにより、総額80億円（上限）を調達いたしますが、上記「（大規模な第三者割当を行うこととした理由）」に記載の通り、本件第三者割当は当行の自己資本の維持・充実を目的としており、そのために必要となる調達金額であること、また、前述の資金使途及びそれが合理性を有していることに照らしますと、E種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、E種優先株式は、普通株式を対価とする取得条項（一斉取得条項）が付与された議決権のない転換型優先株式であります。E種優先株式に係る一斉取得日は、発行から約10年後に設定されているため、普通株式に係る希薄化が直ちに生じることはありません（E種優先株式には普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）は付されていません。）。当行は、着実な剰余金の積み上げを図り、平成36年4月1日以降、金銭を対価とするE種優先株式の取得を実施することで、普通株式への転換を極力回避したいと考えております。もっとも、仮に当該一斉取得条項が行使された場合には、当行はE種優先株式の取得と引換えに、取得の対象となったE種優先株式の数にE種優先株式の払込金額相当額（1株当たり1,000円）を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付することとなります。一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）における当行普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）となります。下限取得価額を下限とします。下限取得価額は45円であり、これは本件第三者割当の発行決議日の前営業日の当行普通株式の終値の約60%を基礎として設定された金額となります。かかる下限取得価額の設定は、他の地方銀行における同種の強制転換型優先株式の商品性の設計や、後述するように、下限取得価額で普通株式に転換された場合における当行における希薄化の規模等を総合的に勘案して決定しております。

そして、本件第三者割当によりE種優先株式に係る募集株式数の上限である8,000,000株が発行され、かつ、発行されるE種優先株式の全部について、下限取得価額である45円により一斉取得条項が行使されたと仮定すると、E種優先株式の最大の希薄化率（本件第三者割当に係る募集事項の決定前における発行済株式に係る総議決権58,333個に対するE種優先株式が下限取得価額45円により普通株式に転換された場合に交付される普通株式に係る議決権数177,777個の比率）は約304.7%となります。

しかしながら、前述した通り、（ ）E種優先株式に係る一斉取得日は発行から約10年後に設定されており、また、転換請求権は付されていないため、普通株式に係る希薄化が直ちに生じることはないこと、（ ）普通株式を対価とする一斉取得条項には下限取得価額が設定されており、一斉取得条項が行使された場合でも、普通株式に係る希薄化には上限があること、（ ）発行から約7年後以降に当行の選択によって行使が可能となる金銭を対価とする取得条項が付与されているため、かかる金銭対価の取得条項が行使される範囲では、E種優先株式が普通株式に転換されることはなく、普通株式に係る希薄化は生じないこと、（ ）当行は、着実な剰余金の積み上げを図り、平成36年4月1日以降、金銭を対価とするE種優先株式の取得を実施することで、普通株式への転換を極力回避したいと考えていることからすれば、希薄化によって既存株主に生じ得る影響は限定的と考えております。

なお、希薄化率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定は、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると福岡証券取引所が認める場合に該当するとして、当該第三者割当の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと福岡証券取引所が認める場合を除き、上場廃止基準に該当するとされております（福岡証券取引所における株券上場廃止基準の取扱い1.(15) f、g）。

当行といたしましては、E種優先株式の発行に伴う希薄化により既存株主に生じ得る影響は限定的と思われることに加えて、前述した通り、E種優先株式の調達金額に合理性があることにも鑑みると、E種優先株式の発行により生じ得る希薄化の規模は合理的であると判断しており、また、E種優先株式の発行及び発行可能種類株式総数の増加に係る定款変更並びにE種優先株式の発行について、本臨時株主総会への付議により、株主の承認を得た上で適法に手続が遂行される予定であること等を踏まえ、株主及び投資者の利益を侵害するおそれの少ない場合として、上場廃止基準に該当しないものと考えております。

（2）大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本件第三者割当は、潜在的な希薄化率が25%以上となる大規模な水準となることから、福岡証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条に規定される独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続を要します。そこで当行は、平成29年4月11日開催予定の本臨時株主総会における特別決議による承認を得ることを条件として、E種優先株式を発行することいたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第98期）及び四半期報告書（第99期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年2月10日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成29年2月10日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第98期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において資本金の増減はありませんが、平成29年2月10日付で、以下の通り資本金及び資本準備金の額の減少に係る取締役会決議をしております。

1 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

A種優先株式の償還に際して必要となる十分な分配可能額の確保を目的として、E種優先株式の発行と同時に資本金及び資本準備金の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることを予定しております。

なお、かかる資本金及び資本準備金の額の減少については、E種優先株式の発行の効力が生じること及び必要となる許認可等の効力発生を条件といたします。

2 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少すべき資本金の額

4,000,000,000円（但し、E種優先株式の発行により同時に増額する資本金の額がこれを下回る場合は、当該額）。なお、E種優先株式の発行と同時に、これにより増額する資本金の額を限度として行うものであるため、効力発生日後の資本金の額は同日前の資本金の額を下回ることはありません。

(2) 減少すべき資本準備金の額

2,000,000,000円（但し、E種優先株式の発行により同時に増額する資本準備金の額がこれを下回る場合は、当該額）。なお、E種優先株式の発行と同時に、これにより増額する資本準備金の額を限度として行うものであるため、効力発生日後の資本準備金の額は同日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(4) 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	平成29年2月10日
債権者異議申述公告	平成29年3月24日（予定）
債権者異議申述最終期日	平成29年4月24日（予定）
効力発生日	平成29年4月27日（予定）

(5) 今後の見通し

かかる資本金及び資本準備金の額の減少は、純資産の部の勘定科目間の振替処理であり、当行の業績予想に与える影響はありません。

3. 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第98期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に、平成28年7月4日付で臨時報告書を提出しております。その報告内容は以下の通りであります。

1 提出理由

平成28年6月29日開催の当行第98回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当行普通株式	1株につき金1円00銭	総額	59,023,387円
当行A種優先株式	1株につき金35円00銭	総額	210,000,000円
当行B種優先株式	1株につき金8円00銭	総額	24,000,000円
当行D種優先株式	1株につき金12円34銭	総額	197,440,000円

第2号議案 定款一部変更の件

B種優先株式

平成26年6月27日開催の第96回定時株主総会において定款一部変更を行う際に、変更が漏れていた字句について修正を行うものであります。（現行定款第12条の3第9項）

取締役の員数

地域及びお客さまのニーズの多様化に対応し、地域密着型金融を更に強力に推進していくため、経営体制を一層強化する必要があり、又、コーポレートガバナンスコードの趣旨を踏まえ、取締役の員数を1名増員するものであります。（現行定款第19条）

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、権藤淳、高橋信裕、牧野郡二、工藤俊二郎、渡部悌史、都留裕文、山口毅彦及び赤松健一郎を選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、佐藤俊明、阿部恒之及び梶野弘道を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	42,392	69	-	（注）1	可決（93.0%）
第2号議案	42,362	99	-	（注）2	可決（92.9%）
第3号議案					
権藤 淳	40,602	1,859	-		可決（89.1%）
高橋 信裕	42,372	89	-		可決（92.9%）
牧野 郡二	40,583	1,878	-		可決（89.0%）
工藤 俊二郎	42,372	89	-	（注）3	可決（92.9%）
渡部 悌史	42,354	107	-		可決（92.9%）
都留 裕文	42,354	107	-		可決（92.9%）
山口 毅彦	40,594	1,867	-		可決（89.0%）
赤松 健一郎	42,347	114	-		可決（92.9%）
第4号議案					
佐藤 俊明	42,405	56	-	（注）3	可決（93.0%）
阿部 恒之	42,381	80	-		可決（93.0%）
梶野 弘道	42,374	87	-		可決（92.9%）

（注）1．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第98期）	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第99期第3四半期）	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	平成29年2月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月29日

株式会社豊和銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 行一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 修	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川口 輝朗	印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社豊和銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第98期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社豊和銀行の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社豊和銀行の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社豊和銀行が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月10日

株式会社豊和銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 行一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川口 輝朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社豊和銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第99期事業年度の第3四半期会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社豊和銀行の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は以下の取締役会決議を行った。

- 平成29年2月10日開催の取締役会において、平成29年4月11日開催予定の臨時株主総会の承認を条件としてE種優先株式を発行すること。
- 平成29年2月10日開催の取締役会において、A種優先株式を取得すること。
- 平成29年2月10日開催の取締役会において、資本金と資本準備金の額の減少を行うこと。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。